



令和7～9年度 神奈川県立有馬高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立有馬高等学校は、事故・不祥事の根絶をめざすとともに、【神奈川県職員行動指針】及び【神奈川県公立学校教職員の倫理に関する方針】に基づき、教職員一人ひとりが教育公務員としての自覚と誇りを持って業務を推進し、県民に一層信頼される教育を目指し、さらに不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラム（以下「プログラム」という。）を定め、検証を実施しながら3ヵ年毎に更新する。

1 プログラムの実施について

- (1) プログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭、事務長及び総括教諭がこれを補佐する。なお、実施責任者は、不祥事防止のために全教職員と個別面談を実施する。
- (2) プログラムの実施・検証の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。
- (3) 職員はルール遵守を旨とし、一人ひとりがプログラムの実施主体としての自覚を持ち、継続的に不祥事防止に取り組む。
- (4) 職員啓発点検資料等を活用し、毎月、企画会議内に不祥事防止会議、定例職員会議後に不祥事防止研修を実施する。また時機に応じてプログラムを実施し、さらに、新規採用職員等に対する研修等を行う。

2 目標及び行動計画について

(1) 法令遵守の意識の向上

- ① 目標： 全教職員の法令遵守の意識の向上を図るとともに、生徒・保護者・県民から信頼される教職員としての資質の向上に取り組む。
- ② 行動計画
 - ア 神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針をあらためて確認し、意識の啓発を図る。
 - イ 管理職は適宜周知、指導を行い、公務員としての自覚を促し、法令遵守の意識の向上を図る。
 - ウ 不祥事防止会議において、職員を対象とした研修を企画立案し、研修会において具体的事例を示して公務内外での非行を未然に防止する。

(2) 職場のハラスメントの防止

- ① 目標： パワハラ防止指針等の趣旨を踏まえ、パワハラ、セクハラ、マタハラをはじめとするハラスメントに対する意識を高め、あらゆるハラスメントの防止に努める。
- ② 行動計画
 - ア セクハラ・パワハラ防止啓発資料を活用してセルフチェックを行い、教職員のハラスメント防止の意識向上を図る。
 - イ 校長による個別面談の実施と教職員向けの研修においてハラスメントの理解を図り、スクール・セクハラ防止に努める。
 - ウ 人権研修会を通して、あらゆる差別、偏見及びハラスメントにつながる言動を根絶する。

(3) 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

- ① 目標： 生徒の人権に配慮するとともに、セクシャル・ハラスメント、わいせつ行為を防止する。
- ② 行動計画
 - ア 職員啓発資料等をもとにわいせつ事案防止の研修会やセルフチェックを実施するとともに、教職員と生徒とのSNS等利用禁止を再徹底する。
 - イ 生徒への指導等における複数対応の徹底など、職員の意識向上を図るとともに、職員間での声掛けを徹底する。

- ウ 管理職は、授業の様子や部活動等の教育活動、準備室等の利用状況を日常的に巡視する。
- エ 特別教室等の鍵の貸出時、キーボックスに氏名タグをつけ、誰が使用しているかを明確にするとともに、週休日の時は貸出簿に記名し、鍵の管理を行う。
- オ 生徒を呼ぶときは、苗字+さん づけで呼ぶ。(R8追加)

(4) 体罰、不適切な指導の防止

- ① 目標： 生徒の人権を尊重し、体罰やパワハラ、不適切な指導を防止する。
- ② 行動計画
 - ア 「体罰防止ガイドライン」の活用や具体的事例を示して、体罰によらない指導への理解を深めるとともに、繰り返し注意喚起を行い、不適切な指導の防止の徹底を図る。
 - イ 人権研修会を実施し、教職員の「生徒一人ひとりの人権の尊重」の意識向上に努める。
 - ウ 職員が体罰及び不適切な指導を見聞きした場合、管理職への速やかな報告・連絡・相談の義務を徹底する。

(5) 入学者選抜に係る事故防止

- ① 目標： 入学者選抜に関する業務に適切に取り組み、事故を未然に防止する。
- ② 行動計画
 - ア 全教職員が入学者選抜の業務を理解し、高い意識を持って適切に業務に取り組む。
 - イ 入学者選抜マニュアルに即した会議・研修会を実施し、適正な業務遂行のあり方を全教職員間で共有する。
 - ウ 入学者選抜マニュアルに即した正確な採点・点検・資料作成等に努め、公正な入学者選抜を実施する。

(6) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

- ① 目標： 成績処理に関する業務に適切に取り組み、誤りのない進路関係書類の作成・点検及び取扱いの徹底を図り、事故防止に努める。
- ② 行動計画
 - ア マニュアルに沿った適正かつ正確な成績処理を遂行し、事故防止に努める。
 - イ 調査書並びに推薦に関する書類の作成時は、複数回の点検等で誤記載を防ぎ、未然に事故を防止する。
 - ウ 成績処理の資料や進路関係の書類は鍵のかかる所定の場所で保管し、管理を徹底する。

(7) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

- ① 目標： 適切な個人情報等の管理を徹底するとともに、万全な情報セキュリティ対策の構築に努める。
- ② 行動計画
 - ア すべての個人情報について、漏洩、紛失、滅失等をしないよう、管理職から適宜注意喚起をする。
 - イ 個人情報は対策重要度に応じた管理を徹底し、漏洩、紛失、滅失等を防止する。
 - ウ 生徒の個人情報等に関する資料は、鍵のかかる所定の場所に保管する。

(8) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

- ① 目標： 交通法規を遵守し、交通事故防止に努める。
- ② 行動計画
 - ア ポスター掲示や職員啓発資料等を活用して、管理職から適宜交通法規順守の啓発活動を行う。
 - イ 交通法規の遵守を常に心がけ、時間と気持ちに余裕をもった安全運転に努める。
 - ウ 飲酒運転を根絶するために、定期的な注意喚起等で飲酒運転を許さない環境づくりに努める。

(9) 業務執行体制の確保等

- ① 目標： 円滑な校務運営を実現するため、適切な業務執行体制を構築するとともに、全教職員間における協力体制を実現する。
- ② 行動計画
 - ア 教職員間において情報共有を図り、学年・グループの適切な業務執行を行う。
 - イ グループ業務のデータや教材等の共有化を図り、効率の良い業務執行体制を推進する。
 - ウ 教職員が協力して業務を行うことでチーム一丸となった教育活動の体制を推進する。

(10) 財務事務等の適正執行

① 目標： 会計事務等を適正に執り行い、事故の発生を未然に防止する。

② 行動計画

ア 私費会計ハンドブックを配付し、すべての教職員に会計の基礎知識を周知する。

イ 計画的な予算執行と余裕を持った会計処理を行うことで、会計事務の適正な執行に努める。

ウ 会計事務においては、複数名の点検を行うことで適正な執行を実現し、事故の発生を未然に防止する。

(11) 校長による教職員への個別面談

校長は各教職員に個別面談を実施したうえ、一人ひとりにおける事故・不祥事防止の取組状況を確認するとともに、不十分な状況が確認された場合は、必要な指導を行う。

3 検証について

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、10月までに実施状況を確認し、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む。）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、翌年度のプログラムを策定する。

4 実施結果について

最終検証を踏まえ、実施結果を取りまとめのうえ、教育委員会に報告するとともに、ホームページで公表する。

(参考) 【神奈川県職員行動指針】平成19年10月改定

私たち神奈川県職員は、県民の視点に立つ県行政の実現に向けて、県民の信頼に応え、県民全体の奉仕者として誇りと自覚、時代認識をしっかりと持ち、次のとおり行動します。

<私たちの姿勢>

- 1 前例にとらわれず、自ら行動し、新たな課題に挑戦します。
- 2 県民との対話を大切にします。
- 3 すべての人の人権を尊重します。
- 4 明るく、生き生きとした職場づくりを推進します。
- 5 地域社会の一員としての自覚を持って行動します。
- 6 職務に専念し、服務規律を遵守します。

<私たちの実践>

- 7 自己啓発や能力開発に取り組みます。
- 8 男女共同参画の理念に基づき行動します。
- 9 個人情報保護と情報セキュリティを徹底します。
- 10 不当、不正な要求に対し、毅然として対応します。
- 11 日常点検や相互チェックを行い、事故・不祥事を未然に防止します。
- 12 日常の業務や生活のあらゆる場面で、環境への配慮を実践します。

<私たちの規律>

- 13 信用失墜行為や職員全体の不名誉となる行為を行いません。
- 14 常に公私の別を明らかにし、県民の疑惑や不信を招く行為を行いません。
- 15 職務上知り得た秘密を漏らしません。
- 16 交通法規を遵守し、飲酒運転を行いません。
- 17 政治的中立性を堅持し、地位を利用して選挙運動を行いません。
- 18 許可なくアルバイト等に従事して、報酬など金品を受け取りません。

<管理監督者の役割>

- 19 職員の能力を活かし、働きやすい職場環境を整備するとともに、総労働時間の短縮に向けた取組を行います。
- 20 常に適切な業務管理に努めるとともに、自ら職員の範となるよう行動し、職員の倫理の保持及び公正な職務の遂行を指導します。

(参考) 【神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針】(令和3年9月3日 神奈川県教育委員会)

教職員は、未来を担う子どもたちが豊かな人生を実現することに大きく貢献できる、魅力的な仕事です。

教職員には、知識や技術の伝達にとどまらず、子どものいのちと尊厳を守り、その人格の完成を目指してともに歩むという使命があります。

そのため、教職員は、子どもたちが幸福で充実した人生を送るために必要な資質・能力を育むことに大きく寄与することを自覚し、公務員の中でも特に高い倫理観を持って行動する必要がある、次の基本的な姿勢が求められます。

人権を尊重します

あらゆる差別、偏見及びハラスメントにつながる言動を行わず、子どもをはじめ、すべての人の人権と多様性を尊重します。

子どもを大切にします

子どもへの愛情を持ち、子ども一人ひとりへの理解と共感をもとに、その健やかな成長に寄り添います。

自己研さんに励みます

社会の変化への対応や、教育活動の充実・向上に向けて、常に自己研さんに励みます。

組織の一員としての自覚を持ちます

学校組織の一員であるという自覚を持ち、教職員全体で協力して、子どもたちが安心して学ぶことができるよう、教育活動に組織的に取り組みます。

法令等を遵守します

教職員としての使命とともに、社会の一員であることを自覚し、法令等を遵守して、信用失墜行為や教職員全体の不名誉となる行為を行うことなく、県民の期待と信頼に応えます。